

ダンススクール Red Family 会員規約

ダンススクール Red Family(以下、「当スクールといたします。）」は、以下のとおり会員規約(以下、「本規約」といたします。)を定めます。

第1条 (適用)

本規約は、当スクールの新規入会員および現会員ならびにその関係者(会員の保護者等)に適用されるものとします。

第2条 (活動目的)

私たちは、一般社団法人日本こどもフィットネス協会の活動・使命に賛同し、日本中の子どもたちを元気にすることを使命としています。子ども達の無限の可能性を引き出し、元気に挨拶ができるようになる、友達との仲間意識が芽生える、家族の絆が深まる、思いやりの気持ちが強くなる、からだを動かすことが好きになる、運動能力が向上する、大好きなダンスをもっと上手になりたいなど、ダンスを体験した子どもたち自身が皆、元気の素となりプラスがプラスを作りあっています。

第3条 (個人情報の取扱い)

- 1 当スクールは、個人情報の保護に関して適切な対策を実施し、必要な措置を講ずるものとします。
- 2 当スクールは、次に掲げる場合を除いて、予め会員の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
 - (1)人の生命身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (2)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4条 (入会)

当スクールへの入会は以下の条件を満たす方のみ、当スクールの定める申し込み手続きにより行うものとします。

- (1)本規約を承諾し、遵守出来る方
- (2)暴力団、暴力団関係者またはそれらに準ずる者でない方
- (3)医師等に運動を禁じられておらず、当スクールでの活動に支障のない健康状態であるとの申告を受けた方
- (4)前各号に定めるほか、当スクールが入会を認める相当の理由がある方

第5条 (休会・退会)

- 1 当スクールを休会・退会する場合は、休会・退会の開始を希望する月の前月末までに申し出るものとします。
- 2 口頭のみでの休会・退会連絡は一切受理できません。必ず当スクールの定める手続きを経たうえでお願いいたします。

第6条 (会員資格の一時停止・強制退会・その他法的手段)

当スクールは、会員が以下に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合に、会員資格の一時停止または強制退会の措置を講ずるものとします。また、程度と状況によっては法的手段を取らせていただく場合もございます。予めご了承ください。

- (1)当スクールの定める会費・その他諸費用を2か月以上滞納したとき（会員資格の一時停止・強制退会以前に発生した滞納分の会費・諸費用は全てお支払いいただきます。）
- (2)当スクールの施設を故意、または重大な過失によって毀損したとき
- (3)本規約、その他当スクールが定める規則に違反し、改善の余地がないことが明白であるとき
- (4)当スクールの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- (5)入会申込書・その他当スクールが提出を求めた書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (6)SNS等で当スクールの名誉・信用を毀損する投稿が確認されたとき
- (7)その他社会通念に照らし、当スクールが会員として相応しくないと認める相当の理由があるとき

第7条 (スクール内での怪我・事故)

- 1 会員は、当スクールでの活動の特性上、怪我や事故が発生する可能性があることを認識し、各自体調や状況を考慮して活動するものとします。また、各指導者が怪我・事故を回避する為に出した指示等には必ず従うようお願いいたします。
- 2 万が一怪我や事故が発生してしまった場合でも、それが当スクールの故意または重大な過失によるものでない限り責任は負いかねます。

第8条 (イベント・コンテスト)

- 1 イベント、コンテスト等に関する決定は各指導者の判断により行います。特にチーム選抜やフォーメーション、ソロパート等の指定は各指導者が掲げた目的・目標に沿って各会員の技術や練習態度、心身の状態、個性、ダンススタイル等を総合的に勘案したうえで決定するものとし、それらに対して変更等の要求は控えていただくようお願いいたします。
- 2 年に一度の発表会は、原則全員が参加するものとします。何らかの理由で不参加になる場合は必ず事前に申し出るようお願いいたします。
- 3 その他のイベント等に不参加の場合も、必ず事前に各指導者へ申し出るものとします。

第9条 (禁止事項)

当スクールでの活動をするにあたり、以下の行為を禁止します。

- (1)法令または公序良俗に違反する行為
- (2)犯罪に関連する行為

- (3)当スクールの運営を妨害するおそれのある行為
- (4)会員または指導者への暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷、過度なクレーム、付きまとい、怒鳴る等の迷惑行為
- (5)宗教勧誘
- (6)政治活動
- (7)当スクールが許可を出していない営業活動
- (8)その他、当スクールが不適切と判断する行為

第10条（会費等料金）

- 1 当スクールの会費は以下のとおりこれを定め、会員は所定の方法により支払うものとします。
 - (1) 入会費 5,000円(4月、5月、9月のキャンペーン中は無料です。ただし例外クラスもあります。)
 - (2)初めてダンスクラス 5,000円
 - (3)初級クラス 5,000円
 - (4)初中級クラス 5,500円
 - (5)スキルアップ中上級クラス 6,000円
 - (6)上級クラス 6,500円
- 2 会費は前納制となります。
- 3 各料金は必要に応じて改定を行う場合があります、その際は当スクールのウェブサイトやインスタグラム等所定の方法により周知します。
- 4 外部から特別講師を招いたとき、上記以外のクラスが開講されたとき等、特別な行事はその都度別途料金が発生します。
- 5 一旦納入された会費・その他諸費用はいかなる場合も返還いたしません。

第11条（災害時における対応）

- 1 レッスン中に災害が発生した際は、建物の安全が確認された場合は当スクール内で待機し、建物に損傷等があり危険な場合は所定の施設に移動し、避難するものとします。
- 2 災害時は各保護者と連絡が取れるまで当該施設か当スクールのいずれかで待機するものとします。なお、混乱を避けるため、当該施設への直接的な連絡はしないようお願いいたします。

第12条（流行疾病等）

- 1 安心・安全なダンススクールとしてご利用いただく為に、インフルエンザ等の伝染病や他人に伝染・または感染するおそれのある疾病に罹患した際は、必ずレッスンを欠席したうえで各指導者または代表者に申し出るようお願いいたします。
- 2 罹患者が高校生以下のお子様の場合は、その保護者が申し出ることとします。

第13条（任意保険）

当スクールは保険未加入となっております。その為、会員各自で任意保険等にご加入いただきますようお願いいたします。

第14条（免責事項）

- 1 当スクールは、当スクールでの活動時に会員に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、当スクールと会員との契約(本規約を含みます。)が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
- 2 前項ただし書に定める場合であっても、当スクールは、当スクールの過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 当スクールは、会員と他の会員または第三者との間に生じた取引・連絡・紛争について一切の責任を負いません。

第15条（会員規約の変更）

- 1 当スクールは、必要と判断した場合には、民法の規定に基づき本規約を変更できるものとします。
- 2 当スクールは、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに当スクールのウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により以下の事項を周知します。
 - (1)本規約を変更する旨
 - (2)変更後の本規約の内容
 - (3)効力発生日

第16条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約にあつては、日本法を準拠法とします。
- 2 当スクールの活動に関して紛争が生じた場合には、当スクールの所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。